

国民健康保険税の税率などが変わりました

市は平成20年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に郵送します。

今年度から国民健康保険税の税率などが変わったほか、医療制度改革に伴い、後期高齢者医療支援金等分の保険税が創設されました。

また、10月からは年金からの特別徴収（天引き）が始まります。

(1) 税率などが次のとおり変わります

区 分	◎医療給付費分		◎介護納付金分		◎後期高齢者医療支援金等分（新規）	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
所得割①	11% → 9.5% に改正	世帯の所得（平成19年分）×9.5%	2% → 2.5% に改正	40歳以上65歳未満の方の所得（平成19年分）×2.5%	1.8%	世帯の所得（平成19年分）×1.8%
均等割②	2万8,000円 → 2万8,000円 に改正	世帯の加入者数×2万8,000円	5,000円 → 5,200円 に改正	40歳以上65歳未満の方の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
平等割③	2万8,000円 → 3万円 に改正	1世帯当たりの定額	5,400円 → 5,800円 に改正	40歳以上65歳未満の方がいる1世帯当たりの定額	4,000円	1世帯当たりの定額
合 計④	①+②+③=④ 1年間の医療給付費分		①+②+③=④ 1年間の介護納付金分		①+②+③=④ 1年間の後期高齢者医療支援金等分	
	限 度 額	53万円 → 45万円 に改正	限 度 額	8万円 → 9万円 に改正	限 度 額	12万円

※医療給付費分④、介護納付金分④、後期高齢者医療支援金等分④の合計額が1年間の国民健康保険税額となります。

(2) 国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

65歳以上75歳未満で公的年金を受給されている方の国民健康保険税は、10月より公的年金から直接徴収（特別徴収）されます。

◎特別徴収の対象となる方

次の①～④の要件をすべて満たす方の国民健康保険税は、世帯主の年金から特別徴収されます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者である。
- ②世帯の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ④世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない。

◎特別徴収の方法

年金の支払月（年6回）に、年金受給額からあらかじめ差し引かれます。

平成20年度は、9月納期分（第1期～第4期）までは、従来どおり納付書、または口座振替で納めていただきます。

10月以降は、10月・12月・2月の3回の年金から天引きされます。

◎複数の年金を受給している場合

特別徴収する年金には、次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

優先順位：（1 社会保険庁、2 国家公務員共済組合連合会、3 日本私学振興・共済事業団、4 地方公務員共済組合連合会）

(3) コンビニエンスストアでの納付ができるようになりました

4月から、銀行や郵便局のほか、全国のコンビニエンスストア（一部を除く）でも納めることができるようになりました。

なお、これまで1冊にとじていた納税通知書は、今年度からは通知やお知らせはとじていますが、納付書（納めるための用紙）はとじていませんので、紛失に注意してください。

問い合わせ 国保・年金グループ (☎⁰⁵1771)